

【韓国】 先行教育禁止法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2014 年 2 月 20 日、教育現場における先行教育を規制するための「公教育正常化促進及び先行教育規制に関する特別法案」が国会本会議で可決された。

1 背景と経緯

教育熱心なことで知られる韓国では、私教育と呼ばれる、正規の学校外の塾・予備校等における教育も盛んである。教育部（部は省に相当）と統計庁が共同で実施した「私教育費・意識調査」によると、2013 年の私教育費の総額は約 18 兆 6 千億ウォン、児童・生徒 1 人当たりの月平均私教育費は 23 万 9 千ウォンであった。一般教科における私教育の目的（複数回答の回答別割合）は、授業の補習（44.3%）、先行教育（25.2%）、進学準備（14.4%）、不安解消（10.8%）の順に多く、授業の補習と並んで先行教育（学校教育課程に先行して編成又は提供される教育。学習者の立場からは先行学習という）が目的となっている場合が少なくない。

先行教育に対しては、以前から、私教育費の負担の増大、学校教育のひずみ等の弊害が指摘されており、第 18 代大統領選挙においては、与党セヌリ党の朴槿恵（パク・クネ）候補と野党民主統合党の文在寅（ムン・ジェイン）候補が、ともに先行教育に対する規制を教育分野の公約に掲げた。朴槿恵政権発足後の 2013 年 4 月、先行教育の規制を目的とした法案が、与野党双方から国会に提出されたが、与野党案の隔たりが大きく、国会審議は難航した。与野党案の最大の相違点は、与党案が学校教育における先行教育の禁止、試験における出題範囲の制限等を通じて、私教育における先行教育を間接的に抑制する案であったのに対し、野党案は、学校教育のみならず、私教育における先行教育も直接禁止する内容になっていたことである。

最終的に、私教育については先行学習を誘発する広告・宣伝のみを禁止することで合意され、与野党案が「公教育正常化促進及び先行教育規制に関する特別法」（以下「先行教育禁止法」）として一本化されて本会議で可決された。

2 制定法の概要

(1) 先行教育及び先行学習誘発行為の禁止等（第 8 条）

小学校、中学校及び高等学校は、国及び広域自治体の教育課程に沿って学校教育課程を編成しなければならない。編成された学校教育課程に先行する教育課程を運営してはならない。さらに学校は、試験において児童・生徒が習った学校教育課程の範囲及び水準を超えた内容を出題して評価してはならない。また、塾・予備校等は、先行学習を誘発する広告又は宣伝を行ってはならない。

(2) 大学等の入学試験の出題範囲(第 10 条)

大学別の入学試験を実施する大学等の長は、高等学校の教育課程の範囲及び水準を超えた内容を出題し、又は評価してはならない。また、当該試験を実施した大学等の長は、当該試験が先行学習を誘発するかどうかに対する影響評価を実施し、評価結果及び次年度入学試験の改善計画を大学等のホームページで公開しなければならない。

(3) 教育課程正常化審議委員会(第 11 条及び第 12 条)

国立学校及び大学等の先行教育防止に関する事項を審議・議決する機関として教育部長官の所轄の下に教育課程正常化審議委員会が、その他の小中高等学校の先行教育防止に関する事項を審議・議決する機関として教育監の所轄の下に市・道（広域自治体）教育課程正常化審議委員会が、それぞれ設置される。各教育機関の教育課程及び試験が先行教育又は先行学習誘発行為に当たるかどうかの判断も当該各委員会が行う。

(4) 是正命令又は変更命令(第 14 条)

教育部長官又は教育監は、教育課程正常化審議委員会の審議結果に基づき、第 8 条や第 10 条に違反した教育機関に対し、期間を定めて是正又は変更を命じることができる。当該教育機関が正当な事由なく指定された期間にこれを履行しないときは、教育部長官又は教育監は当該教育機関に対し、財政支援の中断又は削減、学生定員の削減、学生募集の停止等の不利益処分を行うことができる。なお、就学前の乳幼児を対象とする教育機関は、ここでいう教育機関には含まれないため対象外である。

(5) 適用の例外(第 16 条)

先行教育禁止法の規定は、「英才教育基本法」の規定による英才教育、「初等・中等教育法」の規定による早期進級又は早期卒業の対象者等には適用されない。

3 今後の展望

先行教育禁止法は、2014 年 3 月 11 日に公布され、同年 9 月 12 日に施行される。先行教育に対する一定の抑制効果を期待する声がある一方、実効性に疑問を投げかける声もある。塾・予備校等が行う先行教育に対する直接的な規制がなく、塾・予備校等が先行教育に関する広告・宣伝を行った場合の罰則も規定されていないため、私教育における先行教育の規制は困難との指摘がある。また、従来行われていた学校教育における先行教育の禁止により、むしろ私教育の先行教育が拡大するとの見方もある。

さらに、何が先行教育に該当するのか、予習、発展学習等も先行教育に含まれるのかについての明確な基準がなく、教育現場における混乱も憂慮されている。

参考文献(インターネット情報は 2014 年 3 月 17 日現在である。)

- ・「공교육 정상화 촉진 및 선행교육 규제에 관한 특별법안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_O114O0L2R1V8E1N0R3C0H5U8T4H2U4>
- ・「공교육 정상화 촉진에 관한 특별법안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_H1O3I0A4Z3P0Q1L5E3Z3H2B4D8B7I8>
- ・「선행교육 규제에 관한 특별법안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_J1W3R0P4N1E6F1S6A4T5H1F3D1W2P9>
- ・「2013 년 사교육비 · 의식조사 결과 발표」 <<http://www.moe.go.kr/web/100026/ko/board/view.do?bbsId=294&pageSize=10¤tPage=1&encodeYn=Y&boardSeq=52715&mode=view>>